



議案第十四号

職員等の旅費の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり、職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費の特例に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十五条第一号」を「第二十五条第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年三朝町条例第七十七号）の適用の日から適用する。